

2024年度

放課後キッズクラブ利用区分変更

提出日を記入してください

運営法人 公益財団法人よこはまユース 宛 次のとおり 放課後キッズクラブの利用区分の変更を申し込みます。

## I 利用児童

ふりがな	よこはま さくら	学校名	市立・国立・私立・その他 (1つを○囲み)
氏名	横浜 さくら	学年・組	2年 2組
利用区分 変更 (該当するものを○囲み)	<現在の区分>	⇒	<変更後の区分>
	1 わくわく【区分1】	⇒	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】
	2 わくわく【区分1】	⇒	すくすく(ほしぞら)【区分2B】
	3 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	⇒	わくわく【区分1】
	4 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	⇒	すくすく(ほしぞら)【区分2B】
	5 すくすく(ほしぞら)【区分2B】	⇒	わくわく【区分1】
6 すくすく(ほしぞら)【区分2B】	⇒	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	
区分変更の理由 (記入必須)	保護者の就労状況が変わり、17時以降も利用したいため。	利用開始希望月	2024年6月

※わくわく【区分1】は、スポット利用(800円/円)を除き、16時で一斉下校となります。

また、わくわく【区分1】は、警報発表時や猛暑時等において、利用できません。

※すくすく【区分2A・B】に登録する場合は、保護者の方の就労証明書等の提出が必要です。

また、月額利用料として、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】は2,000円(〜17時)・すくすく(ほしぞら)【区分2B】は5,000円(〜19時まで)がかかります(おやつ代除く)。(7、8月は通常通りです)

一度すくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出を再度必要となります。

## II 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への変更の場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

平日(月～金) (1つを○囲み)	週 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり ・ なし
---------------------	-------------------------	----------------------	---------

## III 減免利用 ※すくすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり ・ なし
------------------------	------	-------------------------	---------

減免の対象となり、適用を希望する場合のみ記入してください。

## IV 確認事項

当該変更届及び提出書類に虚偽はありません。

2024年5月15日

保護者氏名  
(自署)

横浜 太郎

記入日を記入してください

## 放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記載しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・B】登録証明書類	利用料減免	
		確認書類	書類受理日
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書・病気・障害等申告書、診断書(写)、身体障害手帳(写)、求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書・その他( )	児童扶養手当証書(写)、保護証明書、生活保護費支給証(写)、市民税県民税課税(非課税)証明書、市民税県民税税額決定納税通知書(写)給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額通知書(写)就学援助申請の申請結果及び支給についてのお知らせ(写)、就学援助認定通知(写)	
備考			